

の情報公開条例の対象に都議会が含まれていない。都議会が情報公開の対象となるように請願署名運動をやるつもりだが、都議会の現職および立候補予定者に請願への署名および請願運動への参加をお願いする予定です。署名が集まった段階で、請願をしていただけるかどうか答えを求めたいと考えています。メディアがやってくれるのを待つだけではなく、私たち自身がまず、そのようなリトマス試験紙を用意して反応を見ていくということをやっていく必要があると思います。

情報公開の対象となっている自治体は？

【Q10】地方議会は通常、情報公開の対象となっていないとのことだが、現在、対象となっているのはどこの自治体か。

【奥津氏】都道府県では、神奈川県、山梨県、宮城県であり、その他に奈良県では要綱で対象とされている。

特殊法人の情報公開は？

【Q11】現在問題になっている特殊法人の情報公開がどこまでなされるのか、この要綱では明らかでない。特殊法人についてテレビなどでも業績などが説明されることがあるが、通常の企業会計原則にのっとった表示の仕方ではなくて、収入と支出しか明らかにされていないようだ。一般企業のようにバランスシート、損益計算書のような情報公開がされておらず、業績の評価が十分に把握できるだけの情報がない。特殊法人について不良資産などが明らかになるように情報公開をしていこうという議論がどこまで進んでいるのか。

【枝野氏】特殊法人の情報公開は重要なテーマであり、情報公開法の議論とは別に特殊法人の資産内容や財務内容にメスをいれていこうという動きはかなり予算委員会などでやっている。ただ情報公開法のからみでいうと、特殊法人を一律の条件で情報公開法の対象とするのは難しい。というのは、例えばNHKも特殊法人だが報道機関でもあるので、その取材メモまで情報公開の対象とすることはできない。

また、JR東日本やNTTなど、株式公開により民間投資家の資本が入っている特殊法人と、政府全額出資の特殊法人とを同じに論じることはできない。従って情報公開法自体で特殊法人を対象とすると、どの特殊法人のどの情報まで対象にするのかといった、範囲や区分けの議論が出てきて情報公開法そのものを先送りする理由を与えることになってしまう。

従って、情報公開法そのものからは除外して、別

途期限を定めて、全ての特殊法人を対象にして、先ほど述べたような特殊法人の類型別に情報公開をさせることが必要だと考えている。

【奥津氏】特殊法人の情報公開については、法的な問題もある。すなわち、情報公開の権利救済の仕組みとしては、情報公開をしなかったという行政処分の取り消しを求めて裁判所に訴えることができるのだが、たとえば仮にJICAの総裁が情報公開をしなかったということが行政処分にあたるかどうかは難しいところである。従って、情報公開法そのもので対象とすることは難しい面がある。そこで、期限を切るとともに、議員の資産公開法などの様に努力義務でやっていくことが必要だ。そのような事情から、特殊法人に関しては個別に情報公開法を作る必要があるといったイメージでとらえていただきたい。

官官接待を横領罪にできないか？

【Q12】官官接待や、団体から政治家への献金などが発覚しても、「返せばいい」「辞めればいい」という方法で官僚や政治家で済ましてしまうことが多いが、横領罪や有印私文書偽造や公文書偽造などの罪に問うことができないのか。明らかに非常識なことをやっているのに罪に問わないならば、懲りないで繰り返されるばかりではないか。

【枝野氏】官官接待などについて、犯罪が立証できるケースは多くあると思う。ただ、実際に捜査に入るかどうかは検察庁に頑張ってもらうしかないが、そもそも検察官の数が足りない。東京地検特捜部を増員した結果、その一方で地方の検事が足りないといった状況も生じているようだ。そこで、市民の声を盛り上げて捜査に動かざるを得なくなるようにすることが必要だろう。

【奥津氏】日本の役所の責任体制の特質から、あくまで最終判断は行政のトップである自治体の首長や大臣がとることになっている。そのからみで、服務規律違反などの場合以外には、個人の責任を問うことが難しい側面がある。刑事立件について、ひどいケースには、アドバイスすることもある。例えば長野オリンピックで数億円の招致費用の明細の文書を紛失した、という事態が明らかになった。このような事態を放置しておく、懲りずに繰り返すだろうから、威嚇として公用文書毀棄罪で告発することにした。告発自体は受理されたが、証拠不十分で結局不起訴となった。刑事立件することはかなり難しいけれども、このようにひどいケースにはやはり威嚇の意志表示することは意義があると思う。